

## 入札説明書

国東半島宇佐地域世界農業遺産認定10周年記念シンポジウムパンフレット及び記念誌の制作委託業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

### 1 公告日

令和5年7月3日(月)

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 業務の種類

国東半島宇佐地域世界農業遺産認定10周年記念シンポジウムパンフレット及び記念誌の制作委託業務

#### (2) 委託業務の内容

仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

### 3 契約に関する事務を担当する部局と名称

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

(大分県農林水産部農林水産企画課世界農業遺産推進班)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-3525

### 4 契約条項を示す場所及び日時

ホームページ上に令和5年7月13日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示します。

### 5 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認めます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日前に、上記(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれらに附随する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者
- (4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (5) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、

売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

## 7 入札参加申請の提出期限及び提出場所

この入札に参加する者は、入札参加申請書を次の期日までに提出すること。

(1) 日時 令和5年7月13日(木)午後5時00分まで

(2) 場所 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

## 8 入札の方法

入札に参加する者は、入札書(別添様式)を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により、提出しなければならない。

(1) 提出場所 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

(2) 提出期限 令和5年7月14日(金)午前10時00分

ただし、郵送の場合は、同月13日(木)午後5時までに必着のこと。入札書の日付は、令和5年7月14日とすること。

(3) 代理人が入札する場合は、委任状(別添様式)を入札書とともに提出すること。

(4) 入札書及び計算書は、直接提出する場合は封筒に入れ、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその商号又は名称)を記入の上、提出すること。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書及び計算書を中封筒に入れ、封かん及び封印し、外封筒の封皮に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「7月14日開封《国東半島宇佐地域世界農業遺産認定10周年記念シンポジウムパンフレット及び

記念誌》の入札書在中」と朱書きすること。

(5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 9 開札の方法

(1) 開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのもで行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札場所 大分県庁舎本館 8階 83 室

(3) 開札日時 令和 5 年 7 月 14 日 (金) 10 時 00 分

(4) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行います。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

## 10 大分県契約事務規則の準用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則 (昭和 39 年大分県規則第 22 号) の規定を準用するので、この点を了承のうえ入札に参加してください。

## 11 入札保証金に関する事項

見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付することとします。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除されます。

## 12 入札参加時の注意点

(1) 入札には、上記 5 の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者 (以下「本人」という。) が参加することを原則とします。

(2) 本人が入札に参加する場合、入札書は別添の入札書 (本人入札用) を使用してください。

(3) 代理人が入札に参加する場合は、別添の様式による委任状を入札前に提出するとともに、入札書は別添の入札書 (代理人入札用) を使用してください。

(4) 入札書及び委任状は「別添 1 : 入札書、委任状の記載等について」により作成してください。また、「別添 2 から別添 4 - 2 まで」を参照してください。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

## 13 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合があります。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札者決定を行います。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとします。
- (3) 再度入札は 2 回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続を改めることとします。

#### 15 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

なお、落札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、提出した入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とします。

- (1) 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 16 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、協議会が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記 15 に掲げる契約保証金を添えて提出してください。

#### 17 押印の省略

今回の入札に係る押印については省略できます。ただし、押印の省略を強要するものではありません。

なお、押印する場合の記載方法については、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局にお問い合わせください。

大分市大手町3-1-1

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

(大分県農林水産部農林水産企画課世界農業遺産推進班内)

担当 後藤

電話 097-506-3525

FAX 097-506-1757